

**【質問1】**

(様式2) 企画提案書の「4 障害者活躍推進雇用サポーターの配置人数及び担当地区」について

この中で、「※提案書提出段階で、19人全ての雇用サポーターが確定していない場合は、事業開始までに確保見込み等を記載してください」とありますが、これは、同業他社に現にいる職員について、その同業他社が当該事業を受託しないことを前提に、確保見込として記載することは可能でしょうか。

**【回答1】**

同業他社に現にいる職員について、その同業他社が当該事業を受託しないことを前提に確保見込として記載いただくことは可能です。

**【質問2】**

2 企画提案仕様書の「4 事業内容等(1)障害者活躍推進雇用サポーターの配置 ウ成果目標」について

**質問2-①**

には、「665人以上の障害のある人が新規雇用されるよう事業を実施する。」とありますが、この新規雇用数の確認は、受託した事業者が実際に支援を行ったものについて、その支援後に雇用が確認されたもののみカウントできるということでしょうか。

**回答2-①**

カウントについては、支援の関わり程度の強弱は問わず、支援に関わったと言える新規雇用が、カウント対象となります。

なお、可能な限り、法定雇用率未達成企業等の支援が必要な企業に重点的にきめ細かな支援を行っていただきたく考えています。

参考 令和6年度「障害者雇用企業支援事業」及び「障害者職域拡大事業」の企画提案仕様書も同様の文言となっております。

**質問2-②**

② 新規雇用後半年後定着率の目標は、「(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)が実施した全国調査の半年後定着率を参考に算出」とありますが、JEEDが2017年4月に出されたN0137の報告書では、22ページの「一般企業への就職後の職場定着状況」において、就職後3か月後の定着率は、身体障害77.8%、知的障害85.3%、精神障害69.9%となっております。これを参考にされたと

いうことでよろしいでしょうか。

## 回答 2 - ②

JEED 報告書 N0137 「障害者の就業状況等に関する調査研究」には、様々な視点での職場定着率調査結果が報告されていますが、成果目標設定にあたっては、103 頁図表-資 2-2 「障害別にみた職場定着率の推移(一般企業へ就職した障害者、以下同様)」の 6 カ月後の職場定着率を参考に成果目標を設定しています。

参考 報告書 N0137 103 頁該当箇所抜粋

6 カ月後職場定着率 身体障害者 69.4%、知的障害者 77.1%、精神障害者 61.6%

## 質問 2 - ③

③ 「100 社以上に関係機関と連携したチーム支援を実施する」「チーム支援の定義・範囲については、(略) 選定後定める」とありますが、企画提案者が、1 年間で、100 社以上行うことが可能である「チーム支援」の方法・具体的内容を提案すべきということによろしいでしょうか。

## 回答 2 - ③

お見込みのとおりです。

企画提案にあたっては、経験、実績、自由な発想等に基いた、効果的な提案をお願いするとともに、あわせて、受託者が、提案時に考える、チーム支援の定義、範囲を記載してください。

なお、実際の事業実施の際は、チーム支援に関わるハローワーク等の関係者と事前に向性、枠組み等を調整の上、共通認識を持ち、かつ、圏域毎のこれまでの連携の枠組みを踏まえつつ、チーム支援を実施することとなります。

## 【質問 3】

企画提案仕様書の「4 事業内容等(5)就労実証事業」について

### 質問 3 - (1)

(1) 「ア 特定短時間労働等活用した就労実証事業の実施による好事例のモデル化」において、「分身ロボットの実証事業実施にあたっては、必要な分身ロボット、通信機器、タブレット等を受託者が用意すること」とありますが、これは、分身ロボットの使用料等の必要経費を受託者が全額負担し、かつ実証事業協力企業に謝金を支払うということによろしいでしょうか。

### 回答 3 - (1)

事業開始後の分身ロボット貸出企業との調整にもよりますが、現時点では、受託者が、貸出企業から分身ロボット、通信機器(W i - F i 等)、タブレット等を借り、実証時に、実証協力企業が、それを使用することを想定しています。

そのため、企画提案仕様書において、分身ロボット等を用意する期間は、「7 カ月程度

を目安とする。」と記載していますが、はじめの1カ月間は、実証事業企業を探す際に雇用サポーターが活用するといった提案も可能ですので、より効果的な事業実施のための企画を提案してください。

また、実証事業協力企業への謝金は、県が有効と考えている取組を、県内企業に発信するため、実証事業に係る協力(実証中の見学受入、実証事業終了後のガイドブック掲載及びセミナーでの講演を含む。)に対して委託料の中からお支払いをお願いするものです。

なお、実証事業協力企業については、県ホームページ等での公募等により広く募集することを想定しています(委託予定事業者選定後及び事業開始後に受託者と協議することとなります。)

### 質問3-(2)-①

「必要な環境等」で、「本事業の支援を希望する企業等がテレワークオフィスを利用できる環境(6か月)」とあるが、想定フローでは、オフィス活用、バーチャルオフィス活用とも最大3か月と指定されております。この違いは何でしょうか。

### 回答3-(2)-①

企画提案仕様書記載の、「テレワークオフィスを利用できる環境」は、テレワークオフィスにある1ブースを利用できる環境となり、「バーチャルオフィスの利用できる環境」は、自宅等のテレワークオフィス以外の場所で、バーチャルオフィスによる見守り等支援を受けられる環境を指します。

成果目標①については、ひとつの企業が、テレワークオフィスを利用するのは、最大3か月と考えており、その後在宅に移り、最大3か月バーチャルオフィスによる見守りを活用しながら、円滑にテレワークを実現することを目標としています。

なお、成果目標が2社であるため、「本事業の支援を希望する企業等がテレワークオフィスを利用できる環境(6か月)」としています。

成果目標②については、企画提案書記載のとおり、オフィスに通勤困難な障害のある人を対象としており、成果目標①とは別に、テレワークオフィスを活用せず、バーチャルオフィスを活用した見守り等支援を受けながらテレワークを活用した雇用を目指すものです。

#### 想定される必要なテレワークオフィス、バーチャルオフィス環境

区分	テレワークオフィス利用環境	バーチャルオフィス利用環境
成果目標①関係	最大3か月×2社=最大6か月	最大3か月×2社=最大6か月
成果目標②関係		最大3ヶ月×2社=最大6か月
合計	最大6か月	最大12か月

※企業が雇用する前の、テレワークオフィスでの実習は、最大で10日程度を想定しており、別に、テレワークオフィスでの就労体験を適宜提供することとしています。再委託する場合は、それらを含んだパッケージで再委託する必要があることに留意してください。

**【例】** ※実際のテレワークオフィス等活用時期は、事業の進捗により調整

※テレワークオフィスを活用した雇用実施前に、実習により適性見極め

成果目標① オフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現(2社)

(A社)

実習後、テレワークオフィス活用した雇用  
(7月～9月：最大3カ月)

在宅へ移行(バーチャルオフィス活用)  
(10月～12月：最大3カ月)

(B社)

実習後、テレワークオフィス活用した雇用  
(10月～12月：最大3カ月)

在宅へ移行(バーチャルオフィス活用)  
(1月～3月：最大3カ月)

成果目標② バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現(2社)

2社(3カ月×2社) ※オフィスへの通勤困難者向け

### 質問3-(2)-②

その他で「チラシ作成・印刷(カラー、片面、A4、350枚)」とありますが、これは、このテレワークを活用した事業の参加企業募集を目的としたチラシでよろしいでしょうか。

### 回答3-(2)-②

お見込みのとおりです。なお、詳細は、事業者選定後、協議します。

### 【質問4】

企画提案仕様書(5)就労実証事業(2)「イ テレワークを活用した雇用促進・活躍支援」において

#### 質問4-①

想定フローでは、「実習の実施(オフィス活用)」について、期間の定めはないが、これは、何ヶ月を予定したのですか。

#### 回答4-①

最大10日間を想定していますが、事前に静岡労働局、又は、最寄りのハローワークに雇用にあたらぬか確認をし、雇用にあたらぬ範囲での実施となります。また、実習実施時には、企業と実習者で、覚書等による必要な合意を行うことを想定しています。

#### 質問4-②

想定フローでは、実習(オフィス利用)→雇用(オフィス利用)→在宅でのテレワークへ移行(バーチャルオフィス活用)となっており、①から⑥までの一連の流れで在宅

テレワークにつなげるものと思われます。

しかしながら、成果目標では、①オフィス活用による、在宅でのテレワーク実現（2社）②バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現（2社）とそれぞれ別に2社ずつ取り組むかの記述があります。また、必要な環境等では、「オフィス利用時の職務選定」以下に4社各2回程度の訪問を想定とあります。

したがって、オフィス活用を経ずに、直接バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワークに取り組むことも内容に含まれているのでしょうか。

2社は、実習（オフィス利用）→雇用（オフィス利用）→在宅でのテレワークへ移行（バーチャルオフィス活用）、2社は直接バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワークということでしょうか。

#### 回答4-②

回答3-(2)-①を参照してください。

#### 【質問5】

分身ロボットの実証事業実施にあたっては、企業見学会（他企業の視察）を実施することとあるが、企業見学会の受け入れが可能な企業が対象ということでしょうか

#### 回答5

原則は、企業見学会の受入が可能な企業を対象とすることを想定していますが、受入が不可能な場合でも、代替措置が可能な場合や、実証事業としてより有効な事業が行える等の判断が可能な場合は、対象となる可能性があります。

なお、事業を進めるにあたって、契約書、委託要領等に定めのない事項については、契約締結後、県と受託者が協議して決めることとなります。

#### 【質問6】

就労実証事業実施企業に支払う謝金は1事例につき80,000円を払うという解釈でしょうか また、モデル化できなかった場合には、謝金を県に返納するという理解でしょうか

#### 質問6

1事例につき、80,000円を支払うという解釈で結構です。なお、モデル化できなかった場合でも、実証事業のモデル化への謝金ではなく、実証事業の実施(実施後の県内企業向けセミナーへの協力等含む)に係る協力への謝金となり、原則は、返納不要と御理解ください。

ただし、協力への謝金ですので、明らかに協力をいただけなかった場合等は、改めて対応を協議することとなります。

#### 【質問7】

分身ロボットの実証事業実施にあたり、7カ月程度を目安としているが、企業または雇用される障害者の都合により、7カ月未満で終了した場合、7カ月に満たなかった分の予

算は、月割又は日割りで返納しなければならないのか、また、最低月数は想定されているか

## 回答 7

回答 3 - (1)に記載のとおり、7カ月のうち、はじめの1カ月間は、実証事業企業を探す際に雇用サポーターが活用するといった提案も可能です。

7カ月程度の目安は、企画提案を作成するにあたっての目安となり、選定された企画提案内容を参考としながら、選定後、県と委託予定事業者が協議し、契約仕様書案等を作成することとなります。返納についても、その企画内容と実際の事業活用方法を踏まえて、契約仕様書案等において、必要に応じて定めるとともに、事業開始後も、県と受託者が定めのない事項等を協議することとなります。

## 【質問 8】

就労実証事業での分身ロボットを活用した、外出困難な障害者等の職域拡大・活躍推進モデルでの雇用は、週20時間以上でなければならないといった条件はあるか

## 回答 8

障害者の雇用及び活躍推進を目的とし、他企業の参考となるよう、少なくとも民間企業が実雇用換算できる実証事業の企画提案をお願いします。

詳細については、企画提案内容を踏まえて、委託予定事業者選定後、検討いたします。

## 【質問 9】

チーム支援について、既にハローワークを中心とした「企業向けチーム支援」が行われており、昨年度は全国での支援対象企業は4,672社あったが、様式2に「静岡労働局等の関係機関と事前の調整は行わないでください」と記載があるようにハローワークとは別に100社以上を対象に雇用サポーターが主体となってチーム支援を行うか

ハローワークとは別に実施する場合、マッチング支援ではなくマッチングとなると、職業紹介にあたる可能性があるが、職業紹介事業の許可を得た団体が受託することを想定しているのか

## 回答 9

全国的に、ハローワークが中心となり、企業向けチーム支援が行われていることは、承知しており、静岡労働局と静岡県が締結している協定においても、静岡県が独自に配置している、県コーディネーターと県ジョブコーチを含めたチーム支援について記載しています。

今回新たに開始する障害者活躍推進事業についても、これまでどおり、静岡労働局との協定を基に、ハローワーク(公共職業安定所)を含めた関係支援機関と連携してチーム支援を実施することを想定しており、職業紹介にあたらぬ形での実施をハローワークと必要な連携や調整を行いながら実施することを想定しています。

なお、今回、様式2に「静岡労働局等の関係機関と事前の調整は行わないでください」と記載した意図は、委託予定事業者の選定前に、企画提案申込事業者が、静岡労働局をはじめとした各関係者と事前の調整を行うことで、県内の各圏域での現場に誤解や混乱を与えることがないよう配慮したものです。

また、事業開始後には、県、静岡労働局等の関係者、受託者と必要な調整を、順次行うことを想定しています。

## 【質問 10】

テレワークオフィスを活用した支援での、必要な環境とはパソコンや通信環境の他に企業が雇用した後のオフィス使用の費用も実証期間中は受託者が用意するという点でよろしいか

またこの場合、3か月間オフィスを活用し、在宅でのテレワークを実施するための事前準備とありますが、在宅に移行するための期間が3か月を超える場合は、4か月目以降も引き続きオフィス使用料を受託者が支払うこととなるのか

## 回答 10

回答3-(2)-①の回答を参照してください。

まず、企業が雇用した後のオフィス使用の費用ですが、企画提案仕様書及び回答3-(2)-①に記載のとおり、テレワークオフィス、バーチャルオフィスを利用できる環境等の事業実施に必要なものを、受託者が委託費の範囲内で用意しているものを活用することを想定しています。

原則は、テレワークオフィスを活用した支援を最大3か月実施した後に、在宅でのバーチャルオフィスを活用した支援を最大3か月実施（合計最大6か月支援）することを基本パッケージと考えています。

次に、テレワークオフィスの利用期間が3か月を超えざる得ない場合ですが、状況に応じて、県、受託者、企業で対応を協議することとなります。

## 【質問 11】

今年度「企業が抱える障害者雇用に関する課題やニーズを把握するための聞き取り調査を実施し、雇用の実態や事業主の意識、ニーズを把握したと思うが、調査を実施した受託事業者は企業からの要望等を把握していると思うが、結果については教えてもらえるのか

## 回答 11

記載いただいた調査は、令和7年2月5日まで調査を実施しており、現在内容を精査中のため、現時点では、公表を行える状況にはありません。年度内の公表を予定しています。